

(案)

※本実施要領は今後変更される可能性があります。

介護の日本語学習支援等事業実施要領（令和6年度補正予算分）

1 目的

今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことにより、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図り、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、介護の日本語学習支援等事業（令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算）公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材の日本語学習支援等に必要な内容とする。なお、必要に応じて、有識者等から専門的な意見を求めながら事業内容の検討を行うこと。

（1）地域の資格取得支援機関に対する支援

各地域において介護福祉士国家試験対策講座を開催する動きがあるなか、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

具体的には以下のとおり。

- ・ 地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズ及び介護福祉士国家試験資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関に対して、民間のノウハウを提供するだけでなく、地域の資格取得支援機関が介護福祉士国家試験資格取得支援講座を実施する際には、現地に講師を複数名派遣し、講座が円滑に行われるよう当該機関に対する運営等のバックアップや助言を行うこと。
- ・ 各都道府県の介護福祉士会、その他の資格取得支援機関と全国会議を開催し、資格取得支援に係るノウハウの提供や課題の共有などを行い、各地

(案)

域の資格取得支援機関との情報提供体制を構築すること。加えて、地域の資格取得支援機関等からの照会等に随時対応できるよう努めること。

- ・ さらに、介護福祉士国家試験対策講座の実施状況等に係る調査を行い、今後の外国人介護人材に対する資格取得支援の強化のため、実態を把握すること。

なお、事業実施団体は、実施する全国会議や調査の内容等について福祉人材確保対策室と協議を行い、当該会議や調査の終了後、福祉人材確保対策室に概要等を電子媒体等で提出すること。

(2) その他必要な取組

上記(1)の取組のほか、外国人介護人材の円滑な就労・定着に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。